

令和9年度 葛城市学童保育所入所申請について

1 入所期間・資格等

(1) 入所期間

・令和9年4月1日～令和10年3月31日

(2) 入所資格等

市内小学校に在籍する小学生で、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童で、集団生活を営む上で著しく支障がない児童。※児童が在籍している小学校の学童保育所への入所となります。

2 学童保育所一覧

名 称	定 員	住 所	連 絡 先
新庄小学校区学童保育所	280	南道穂147番地1ほか	0745-69-4711 (旧棟) 0745-69-2004 (新棟)
忍海小学校区学童保育所	120	忍海338番地1	070-1498-9291
新庄北小学校区学童保育所	120	疋田612番地	0745-69-7603
磐城小学校区学童保育所	160	南今市67番地1	0745-48-2010
當麻小学校区学童保育所	60	當麻604番地	0745-48-3660

3 入所申請期間等について

(1) 受付日時(期間内受付期間)

・令和8年10月1日(木) ～ 令和8年10月16日(金) (日・祝日の受付はありません。)

※土曜日の受付については、(3)を参照してください。

(2) 受付場所

①新規入所希望者：子育て支援課(當麻庁舎) 午前8時30分～午後5時00分

②継続入所希望者：各学童保育所 午後4時00分～午後6時00分

※学童保育所での申請について、児童の受け入れに伴う職員対応等によりお待ちいただく場合があります。

※「継続入所のきょうだい」がいる場合のみ新規入所希望者も学童保育所に提出可能です。

(3) 土曜日の受付について

日 時：令和8年10月3日(土) 午前9時00分～正午まで

場 所：當麻庁舎1F

(4) オンライン申請について

令和9年度入所申請からオンラインによる入所申請を受付いたします。

※就労状況等確認書類をご準備の上、申請を行ってください。

【令和9年度学童保育所入所申請（期間内受付）】



https://apply.e-tumo.jp/katsuragi-nara-u/offer/offerList_detail?tempSeq=42155

(5) 期間外受付について

受付期間終了後も申請は随時受付しますが、申請状況により利用できない可能性があります。

万が一、利用できない事由が発生した場合は別途通知いたします。

4 入所申請に必要な書類

(1) 入所申請書等

①学童保育所入所申請書

②調査票

③誓約書

④学童保育所出欠等管理システム（KidsDiary）運用に関する同意書

※本同意書の提出がない場合は、出欠連絡等を行うアプリケーションの利用はできません。

ただし、すでに同意書を提出済みで、アプリケーションの利用を開始されている方は提出不要です。

⑤就労状況等確認書類 ※保護者等1人につき（2）のいずれか1部提出

※全て新年度の学年・年齢で記入してください。

※児童1人につき、それぞれ1枚提出が必要です。（就労証明書は1部で可）

※申請期限までに就労状況等確認書類の提出ができない場合は、「就労状況等確認書類提出誓約書」の提出が必要です。

(2) 就労状況等確認書類について

【注意事項】

令和9年度より「65歳未満の同居家族分（同居家族は同住所別世帯を含みます。）※」の就労状況等確認書類の提出が必要となります。

※18歳到達後最初の3月31日を経過した方（大学生年代）から65歳未満の同居家族

就労状況等確認書類一覧		保育理由等
1	就労証明書 ※勤務先全ての就労証明書が必要です。	父母等が就労により学童保育所を利用する場合
2	母子手帳の写し ※母の氏名・出産予定日がわかるページ	母親の出産等で学童保育所を利用する場合 ※出産予定日の前8週から出産後8週の属する月まで利用可能です。
3	医師の証明（診断書）など	保護者が疾病・障がい等で児童の監護ができないと医師が判断した場合
4	介護保険被保険者証など	同居または長期入院等している親族を常時介護・看護している場合

※求職活動中（起業準備期間を含む。）は、原則保育理由に該当しませんので利用はできません。

※2～4に該当する方は、「保育が必要であることの申立書」に上記書類を添付して提出してください。

【就労証明書を提出する場合の注意事項】

①自営業など就労者と証明者が同一の場合は、「地域民生委員の証明」または「事業を行っていることが証明できる書類（確定申告書等）」の提出が必要となります。

※地域民生委員に証明を依頼する場合は、別途「依頼書」の準備が必要です。

※地域民生委員への依頼が必要な方は、必ず子育て支援課まで事前連絡が必要です。

②就労証明書は、申請時点の雇用状況で提出してください。

※入所日までに雇用（予定）期間の期限が過ぎたり、勤務先等が変更となる場合は入所日までに提出してください。

※就労証明書（有期更新等の場合）の発行が会社等の都合により、申請期限以降になる場合は「就労状況等確認書類提出誓約書」を提出してください。

③保育所・認定こども園等で提出されている場合でも就労証明書の共有はいたしませんので、保護者の責任において準備してください。

※学童保育所への提出は、原本またはコピーどちらでも提出可能です。

5 入所の決定について

（１）申請内容及び必要書類を審査し、２月上旬頃（予定）に入所決定通知を送付します。

（２）就労状況等確認書類の記載内容について、必要が生じた場合は調査を実施します。

虚偽の内容であった場合は、退所（入所取消し）となります。

（３）学童保育料の滞納が過去を含み３月以上ある場合、または長期間滞納が解消されない場合は入所できません。

（４）保育実施にあたり、特に配慮が必要であると判断した場合、関係機関等と支援体制について協議の上、学童保育所支援員と事前面談を依頼する場合があります。

6 開所時間及び休所日等について

・開所時間等（令和８年８月２４日時点）

開所日	通常保育時間	延長保育等について
平 日	放課後～１８：３０	—
土 曜 日	８：３０～１８：３０	—
春・夏・冬休み	８：３０～１８：３０	延長保育実施時間 午前７時３０分～午前８時３０分
学校行事の代休日	８：３０～１８：３０	延長保育実施時間 午前７時３０分～午前８時３０分
日曜日及び祝日	休 所	—
年末年始	休 所	１２月２９日から１月３日まで休所

※令和９年度の開所時間等は変更される可能性があります。（令和８年８月２４日時点）

※開所時間等に変更があった場合は、市ホームページ等でお知らせいたします。

※学校行事の代休日は、日曜・祝日を除き、延長保育料の負担なしでご利用いただけます。

7 学童保育料等について

- ・学童保育料等一覧（令和8年8月24日時点）

学童保育料等（月額）	
通常保育料	2,000 円
おやつ代	500 円
延長保育料（7 時 30 分から 8 時 30 分）	1,000 円
延長保育料（8 時 00 分から 8 時 30 分）	500 円

※令和9年度の学童保育料等は変更される可能性があります。（令和8年8月24日時点）

※学童保育料等の改定があった場合は、市のホームページ等でお知らせいたします。

※納付方法は、口座振替または納付書での納付となります。

※納付期日（口座振替日）は、毎月28日（金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日）となります。

- ・減免申請について

学童保育料の減免基準	
児童の所属する世帯の別	減免月額
生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	全 額
住民税非課税世帯 （4月から8月までは令和8年度、9月から3月までは令和9年度の課税状況により決定します。）	半 額

※減免申請は、毎年必要です。（提出された月より減額（免除）開始となります。）

※4月分から減免の適用を受ける方は、必ず入所決定通知受領後、4月末までに申請してください。

※おやつ代は減免適用対象外です。

8 お問い合わせ

- ・葛城市役所 こども未来創造部 子育て支援課（當麻庁舎）

T E L : 0745-44-3623（直通）

MAIL : kosodate@city.katsuragi.lg.jp

【URL（令和9年度学童保育所入所者募集について）】

<https://www.city.katsuragi.nara.jp/soshiki/kosodatesienka/3/10786.html>

※葛城市ホームページからもダウンロードできます。

葛城市 HP 二次元コード

